

鹿 児 島 県 公 報

令和 6 年 3 月 15 日（金）第 498 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日（毎 週 火， 金）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の辞退（障害福祉課取扱い） 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の変更事項の届出（障害福祉課取扱い） 1
- 漁船保険付保義務発生（水産振興課取扱い） 2
- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 2
- 家畜伝染病予防法に基づく検査の実施（11件）（畜産課取扱い） 2
- 家畜伝染病の発生（畜産課取扱い） 6
- 収去飼料の試験結果の公表（畜産課取扱い） 6
- 県営土地改良事業の計画の決定（農地整備課取扱い） 7
- 道路の区域の変更（道路維持課取扱い） 8
- 道路の供用の開始（2件）（道路維持課取扱い） 8
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課取扱い） 8
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（大隅地域振興局取扱い） 9
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 9

告 示

鹿児島県告示第176号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第65条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり指定の辞退の申出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		辞退年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
西田医院	南さつま市金峰町宮崎4350	令和6年4月1日	育成医療・更生医療

鹿児島県告示第177号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定により、指定自立支援医療機関から次のとおり変更があった旨の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

医療機関の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		自立支援医療の種類
			変更前	変更後	
有限会社文月会	訪問看護ステーション	医療機関の	始良市加治木	始良市加治木	更生医療

始良市加治木町木田2764番1	ンぷらす 始良市加治木町木田 1139番地	主たる事務 所の所在地	町西別府2820 番地3	町木田2764番 地1
		事業所の所 在地	始良市加治木 町木田2764番 1	始良市加治木 町木田1139番 地

鹿児島県告示第178号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、上甑加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第179号

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1237号	令和12年3月23日	混合有機質肥料	マルニ有機肥料	窒素全量 2.5 りん酸全量 4.5 加里全量 1.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	九州昭和産業株式会社	志布志市志布志志布志3309番地

鹿児島県告示第180号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛のブルセラ症及び結核の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) ブルセラ症にあつては、種付け又は家畜人工授精の用に供し、若しくは供する目的で飼育している雄牛で種畜検査を受検するもの。ただし、ブルセラ症にかかっている旨の証明書を有する雄牛を除く。
- (2) 管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める牛

2 検査の方法

ブルセラ症にあつては急速凝集反応検査、酵素免疫測定法、補体結合反応検査、疫学的検査又は臨床検査、結核にあつてはツベルクリン検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第181号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、牛伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象と

なる家畜の死体の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の死体の種類及び範囲
牛海綿状脳症対策特別措置法（平成14年法律第70号）第6条第1項に基づく届出の対象となる牛。ただし、同条第2項ただし書に該当する場合を除く。
- 2 検査の方法
酵素免疫測定法，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第182号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬伝染性子宮炎の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
細菌学的検査，血清学的検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第183号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める馬
- 2 検査の方法
凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査
- 3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第184号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、豚のオーエスキー病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 繁殖の用に供する目的で県内へ導入した豚（オーエスキー病にかかっていない旨の証明書を有するものを除く。）で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの
- (2) 県内豚飼養農家で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

ラテックス凝集反応法、酵素免疫測定法、中和試験、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第185号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、高病原性鳥インフルエンザ及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 種類
家きん（鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥）
- (2) 範囲

県内で家きんを100羽以上（だちょうについては、10羽以上）飼養する農家で、別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

酵素免疫測定法、寒天ゲル内沈降反応検査、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第186号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、蜜蜂の腐蛆病^ミの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

実施区域内で飼養され、転飼をしようとする蜜蜂及び管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認める蜜蜂

2 検査の方法

肉眼検査、細菌学的検査、疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第187号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、アカバネ病，チュウザン病及びアインウイルス感染症の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内で飼育している越夏していない牛で管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めるもの

2 検査の方法

中和試験，ウイルス学的検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第188号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，雄牛の牛カンピロバクター症及びトリコモナス症，種豚のブルセラ症及びオーエスキー病並びに種馬の馬パラチフスの発生を予防するための検査を次のとおり実施するので，当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種付け又は家畜人工授精の用に供し，若しくは供する目的で飼育している雄牛，雄豚及び雄馬で種畜検査を受検するもの

2 検査の方法

牛カンピロバクター症にあつては培養検査，蛍光抗体法，PCR検査，疫学的検査又は臨床検査，トリコモナス症にあつては顕微鏡検査，疫学的検査又は臨床検査，ブルセラ症にあつては凝集反応検査，補体結合反応検査，疫学的検査又は臨床検査，オーエスキー病にあつてはラテックス凝集反応法，酵素免疫測定法，中和試験，疫学的検査又は臨床検査，馬パラチフスにあつては凝集反応検査，疫学的検査又は臨床検査

3 実施する区域及び実施の期日

実 施 す る 区 域	実 施 の 期 日
県 下 全 域	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第189号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により，豚熱及びアフリカ

豚熱の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種類

豚及びいのしし

(2) 範囲

県内豚及びいのしし飼養施設で別途管轄する家畜保健衛生所長が指定するもの

2 検査の方法

豚熱にあつては酵素免疫測定法、中和試験、遺伝子検出検査、その他必要な検査、アフリカ豚熱にあつては遺伝子検出検査、その他必要な検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第 190 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 5 条第 1 項の規定により、ヨーネ病の発生の状況及び動向を把握するための検査を次のとおり実施するので、当該検査の対象となる家畜の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

1 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

(2) その他管轄する家畜保健衛生所長が特に必要と認めたもの

2 検査の方法

スクリーニング法、リアルタイム PCR 法、ヨーニン検査、疫学的検査、臨床検査又は細菌検査

3 実施する区域及び実施の期日

実施する区域	実施の期日
県下全域	令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間において検査の対象となる家畜が所在する区域を管轄する家畜保健衛生所又はその支所の長が指定する日

鹿児島県告示第 191 号

家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 13 条第 1 項の規定により、次のとおり家畜伝染病が発生した旨の届出があつた。

令和 6 年 3 月 15 日

鹿児島県知事 塩田康一

家畜伝染病の種類 高病原性鳥インフルエンザ

家畜の種類 鶏

患畜及び疑似患畜の区分	発生羽数	発生の場所	発生日
疑似患畜	22,974	出水市	令和 5 年 12 月 3 日

鹿児島県告示第 192 号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和 28 年法律第 35 号）第 56 条第 1 項及び

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令（昭和51年政令第198号）第11条第3項の規定により、令和6年1月に収去した飼料若しくは飼料添加物又はこれらの原料の試験の結果の概要は、次のとおりである。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

栄養成分に関する検査

製造事業場等の名称、法人番号及び所在地	収去場所及び法人番号	飼料の名称	製造（輸入）年月	試験項目	違反の内容
日清丸紅飼料（株） 鹿児島工場 2010001029465 （鹿児島市）	同左	日清丸紅印配合飼料ほ乳期子豚用ホレボレ後期	令和 6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印配合飼料ホレボレ子豚	6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印配合飼料ホレボレ肉豚	6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印配合飼料幼牛粗粒	6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
		日清丸紅印若牛用配合飼料スーパー粗粒育成	6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗脂肪，粗繊維，粗灰分，カルシウム，りん	無
K T M（株） 本社工場 2340001020894 （枕崎市）	同左	魚粉	6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無
鹿児島プロフーズ（株） 大崎工場 1340001001045 （曾於郡大崎町）	同左	確認済，パーク，チキン混合ミール	6.1	栄養成分等－粗たん白質，粗灰分	無

注 違反の内容の欄には、栄養成分等の表示量に対して過不足があった場合はその成分名、試験値及び過不足の量を、原材料について違反があった場合はその内容を記載してある。

鹿児島県告示第193号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、土地改良事業県営農業競争力強化農地整備（農地整備経営体育成型）（区画整理）上里新上里地区の計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和6年3月18日から同年4月15日まで
- 3 縦覧場所

南種子町役場総合農政課

鹿児島県告示第194号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更した。

なお、区域を表示した図面は、令和6年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	変更の区間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字道脇3696番1地先から同市吾平町麓字益田3604番4地先まで	前	12.0～30.2	187.9
			後	12.0～30.2	187.9

鹿児島県告示第195号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	鹿屋高山串良線	鹿屋市吾平町麓字道脇3696番1地先から同市吾平町麓字益田3604番4地先まで	令和6年3月15日

鹿児島県告示第196号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

なお、供用の開始の区間を表示した図面は、令和6年3月15日から2週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道	504号	薩摩郡さつま町求名字立石ヶ迫13170番3地先から同町田原字野元147番6地先まで	令和6年3月17日 12時

鹿児島県告示第197号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿屋市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和6年3月15日

鹿児島県知事 塩田康一

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿屋都市計画道路
 (2) 名称 3・5・11号文化線
 2 関係図書の縦覧場所
 鹿児島県土木部都市計画課

大隅地域振興局告示第 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 6 年 3 月 15 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
障害者就労支援施設セルフあいせい	曾於郡大崎町菱田字大久保2987番地3	社会福祉法人愛生会	曾於郡大崎町菱田字宇都口3596番地	新平 金道	令和 6 年 1 月 31 日	就労移行支援

大隅地域振興局告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 6 年 3 月 15 日

大隅地域振興局長 永野義人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援事業所笑流	曾於市大隅町中之内7053番地2	株式会社 C r o s s	曾於市大隅町中之内7053番地2	尾谷 一三	令和 6 年 1 月 1 日	就労継続支援 B 型
共同生活援助笑住	曾於市大隅町中之内8842番地24	株式会社 C r o s s	曾於市大隅町中之内7053番地2	尾谷 一三	令和 6 年 1 月 1 日	共同生活援助
ひとこきゅう	鹿屋市川東町5637番1	合同会社一樹会	鹿屋市南町4067-1	鮫島 裕幸	令和 6 年 1 月 15 日	就労継続支援 B 型